

(様式1)
審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	経営支援課	検索番号	8-2
法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	根拠条項	6-1		
許認可等	事業継続力強化支援計画の変更の認定				

(根拠規定)

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項及び第3項

1 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所並びに関係市町村は、当該認定に係る事業継続力強化支援計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 省略

3 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第6項

6 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

7 省略

(許認可等の基準)

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）第4条及び事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン5～7

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則第4条

商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類

二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三 当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

○事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン5～7

5. 事業継続力強化支援計画に記載を要する事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下1～4（5は該当する場合）におけ

る、①～⑩に記載する事項（５に該当する場合は、イ、ロを含む）が記載されていることを確認の上、申請してください。

記載項目

1	事業継続力強化支援事業の目標【別表１】
	① 現状
	(1)地域の災害等リスク
	(2)商工業者の状況
	(3)これまでの取組
	② 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策
	③ 目標
2	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表１】
	④ 実施期間
	⑤ 事業の内容
	(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握
	(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容
	(3) フォローアップ
	(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ
	(5) 関係団体等との連携
3	事業継続力強化支援事業の実施体制【別表２】
	⑥ 実施体制
	⑦ 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
	⑧ 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先
4	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表３】
	⑨ 必要な資金の額
	⑩ 調達方法
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合【別表４】
	イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	ロ. 当該者との連携に関する事項
添付資料	商工会、商工会議所自身の事業継続計画※

※作成済の場合は資料として添付してください。現在作成中若しくは今後作成予定の場合は、完成予定時期を記載してください。

6. 事業継続力強化支援計画作成の前提事項

計画の作成にあたっては、以下の点を踏まえてください。

- (1) 事業継続力強化支援事業は、地域経済を支える小規模事業者の事業活動の継続に資するものとして取り組むべき事業であり、会員・非会員の別を問わず、管内の小規模事業者を広く対象としなければなりません。
- (2) 事業継続力強化支援事業を実施するにあたっては、県および関係市町が講じる商工行政と調和した事業であることが求められるため、必ず愛媛県及び関係市町の地域防災計画を踏まえて計画を作成してください。
- (3) 事業継続力強化支援計画の目標と、各内容（実施内容・実施体制等）との間に整合性、連動性があるものとなるように注意して作成してください。
- (4) 小規模事業者や住民などの読み手から見て、読みづらい計画、わかりづらい計画とならないよう、明瞭で簡潔な記載ぶりに心がけ、項目には見出し番号（「Ⅰ.」「1.」「(1)、…」）を付す、項目と項目の間は一行あける、図表を活用するなど、読み手が見やすくなるような工夫をしてください。

(5) 認定を受けた場合、計画の全文を公表しますので、そのことを前提に作成してください。

7. 認定における審査事項

事業継続力強化支援計画の認定を受けるためには、小規模事業者支援法第5条第6項に基づき、申請された計画が以下の2点を満たすことが要件となります。

(1) 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下「基本指針」という。P6 2～6 5参照）に照らして適当なものであること

(2) 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記を踏まえ、5. 事業継続力強化支援計画に記載を要する事項について審査を行います。

(その他)

必要に応じて計画の解釈について示した「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」と照らし合わせ判断する。